

【令和元年度予算額：300百万円（前年度：149百万円）】

在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方の「介護者なき後」に備えた受入環境を整備し、安心して日常生活を送ることができるよう、平成30年度より、障害者支援施設及びグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助する制度（在宅生活支援環境整備事業）を創設した。

● 障害者支援施設等への設備導入や介護人材確保に係る経費の補助

【現状】

自動車事故による後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護が困難になった後には障害者支援施設等が受け皿となり得るが、受入可能な施設が不十分

- ・喀痰吸引等の医療行為を行える介護職員が少ない（夜間体制が不十分）
- ・医療機器等の未導入・老朽化により、安全・安心な介護が困難



（特殊浴槽）

＜補助対象＞

- ①障害者支援施設 ②グループホーム

＜補助内容＞

- ①医療機器等の導入に係る経費
- ②介護職員の人材確保等に係る経費



（介護リフト）

引き続き、自動車事故により重度後遺障害を負われた方の積極的な受入が可能な施設等を拡大し、日常生活支援に関する将来の不安解消を図る。

【参考】：補助対象選定実績 ・平成30年度 :23事業者 ・令和元年度（第一次） :16事業者